原判決を次のとおり変更する。

控訴人Aは、被控訴人に対し、別紙目録記載の(1)の家屋の明渡をせ

よ。

控訴人Bは、被控訴人に対し、別紙目録記載の(2)の家屋の二階部分 の明渡をせよ。

訴訟費用は、第一、二審とも控訴人等の負担とする。 この判決は、被控訴人において控訴人Aに金八万円、同Bに金四万円の 各担保を供したときは、仮に執行することができる。

「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄 控訴人Aの代理人および控訴人Bは、 却する。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、 被控訴代理人は、主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述および証拠関係は、

被控訴代理人において、「控訴人Bが控訴人Aから別紙目録記載の(2)の家屋 の二階部分を転借した事実は認めるが、この転貸借について訴外でが承諾を与えた との点は、不知。別紙目録記載の(1)および(2)の家屋(以下、「本件家屋」 という。)に対して訴外株式会社大阪銀行がその根抵当権の実行として競売を申し 立てたのは昭和二八年九月一二日、競売手続開始決定がされたのは同年九月一四 日、右決定にもとづき競売申立の登記がなされたのは同年九月一八日である。控訴 人Aと競落人Dとの間にあらたに本件家屋の賃貸借が成立したとの点は否認する。 しかして、本件家屋に関する訴外Cと控訴人Aとの賃貸借契約は、訴外大阪銀行の 根抵当権設定登記後に、期間の定めなくして締結されたものであるから、民法第三 九五条の規定の適用はなく、抵当権者および競落人に対抗しえないものであるが、 仮に期間の定めない賃貸借にも同条の規定の適用があるとしても、その賃貸借を抵 当権者(従つてまた競落人)に対抗することができるのは、民法第六〇二条第三号 に定める三年の期間内に限られると解されるし、競売手続開始決定により差押の効 力が生じた後は、契約の更新をもつて抵当権者や競落人に対抗することはできない から、右賃貸借契約が締結されてから三年を経過したことが明らかな現在において は、控訴人等は、本件家屋の競落人からその所有権を取得した被控訴人に対して、賃借権または転借権を主張することができない。なお、本件家屋は、原判決後、 筆の結果、建物の表示が別紙目録のとおり変更されたので、請求の趣旨を変更す る。」

と述べ、甲第一号証および第二号証を合わせて甲第一号証とし、乙第七ないし第 - ○号証の各一、二の成立を認め、乙第一一号証は不知と述べ、乙第六号証の成立 を認めると訂正し、

控訴人Aの代理人および控訴人Bにおいて「訴外Cが本件家屋につき被控訴人主 張のとおり根抵当権を設定してその登記を経たこと、本件家屋につき被控訴人主張 のとおりに競売手続が進められて競落されたことは、いずれも認める。」控訴人A の代理人において「控訴人Aは、競落人Dの承諾のもとに引き続き本件家屋を賃借 しているものである」、控訴人Bにおいて「被控訴人は控訴人等が本件家屋に居住 していることを知り、 その立退費用を考慮に入れてそれだけ安い代金で買い取つた ものであるから、控訴人に代替家屋の提供またはそれに相当する立退料を支給すべきである」と述べ、控訴人両名において、乙第七ないし第一〇号証の各一、二、第 一号証を提出し、控訴人本人Aの尋問の結果を援用したほか、原判決の事実摘示 のとおりであるから、これを引用する。

- 本件家屋(但し、分筆前の表示は大阪市福島区ab丁目c番地の一家屋番号 同町第d番のe、木造瓦葺二階建居宅一棟建坪一八坪四合九勺二階坪一九坪六勺) は、もと訴外Cの所有であつたが、同人は、訴外株式会社大阪銀行(のちに住友銀 行と改称)に対し、右家屋につき根抵当権を設定し、昭和二六年一-二九日その 登記を経た。同銀行は、右根抵当権の実行として、昭和二八年一一月二九日その 登記を経た。同銀行は、右根抵当権の実行として、昭和二八年九月一二日大阪地方 裁判所に本件家屋の競売を申し立て、同裁判所は、同月一四日競売手続開始決定を し、同月一八日石決定にもとずいて競売申立の登記がされた。その後、右競売手続は進められ、昭和三〇年一〇月二二日訴外Dか競落して本件家屋の所有権を取得 し、昭和三一年五月八日所有権移転登記を経た。以上の事実は、当事者間に争がな い。
  - 被控訴人が昭和三一年五月三一日右Dから本件家屋を買い受け、同年一一月

二六日その登記を経、その後別紙目録記載の(1)(2)のとおり分筆登記したことは、控訴人等が明らかに争わないところであり、本件家屋のうち、別紙目録記載の(1)の家屋を控訴人Aにおいて、また、(2)の家屋の二階部分を控訴人Bにおいて、それぞれ占有使用していることは、当事者間に争のないところである。

三 控訴人等は、右占有が賃借権および転借権にもとづくものであると主張するから、まずその点について判断する。

以上の事実を認めることができる。当審における控訴人Aの供述中、右認定に反する部分は、前記の証拠と対比して、採用することができないし、他に右認定をくつがえすべき証拠はない。

〈要旨〉2 そこで、問題は、家屋に対する抵当権の設定登記後に成立し、当該家屋の引渡により一般的対抗要件をそ〈/要旨〉なえた家屋賃貸借が、期間の定めないものである場合、右賃借権は、抵当権者、従つてまた、競落人に対してのような効力を有するか、ということである。抵当権登記後成立した賃貸借の効力については、民法第三九五条の規定するところであつて、同条によると民法第六〇二条に定めた期間をこえない、いわゆる短期賃貸借かぎり、抵当権者(従つて、また競落人)に対抗することができるものとされているのであるから、結局、この規定の解釈が問題の中心になるわけである。

ところで、この規定は、抵当権と賃借権相互間の対抗力に関する規定であり、公示方法の先後によつて権利の優先を決する民法の原則に対するほととであるの例外として、賃借権が抵当権におくなるではなるできるも民法のでは、第一日の短い期間に限つて賃借権の対抗力を優先させることをも受けるのでは、賃貸借契約により、賃貸借契約により、前記規定は、賃貸借契約により、前記規定は、賃貸借契約により、前記規整のみを目的としたものであるから、前記規定は、賃貸借契約におります。 事者間の規整のみを目的としたものであるから、前記規定は、賃貸借契約においるであるが、前記規定は、賃貸借契約におります。 東京の場合ではないであるが、前記規定は、賃貸借では、1 大名様の賃貸借の対する。

 当権登記後に成立した短期賃貸借は、すべて当然に抵当権者(従つてまた競落人)に対する対抗力を失うわけであり、長期賃貸借も前述のとおり、短期賃貸借以上の対抗力を有するものではないから、少くとも右の期間を経過した後は、当然に抵当権者(従つてまた競落人)に対する対抗力を失うこととなる。しかるに、もし、ひとり期間の定めのない賃貸借のみ無制限に、抵当権者(従つてまた競落人)に対する対抗力を有するとすれば、きわめて均衡を失することとならざるをえないのであって、短期賃貸借および長期賃貸借との均衡上、期間の定めのない賃貸借もまた民法第六〇二条に定める期間を限つて対抗力を有し、右期間が競売開始による差押の発効後に経過するときはもはや対抗しうる期間の伸長を認める余地はないものと解すべきである。

3 これを本件について見ると、控訴人Aが本件家屋を賃借したのは、前に認定したとおり、大阪銀行の抵当権設定登記後の昭和二八年三月二八日頃であり、右抵当権の実行による差押の効力が生じたのが同年九月一八日競落による所有権移転登記のなされたのが昭和三一年五月八日であつて、右賃借後競売手続中にすでに民法第六〇二条第三号の三年を経過したことは明らかであるから、控訴人Aの賃借権は、抵当権者、従つてまた競落人たる訴外鹿嶽に対抗することはできず、その特定承継人たる被控訴人に対抗することができないものといわなければならない。控訴人Bの転借権は、控訴人Aの賃借権を基礎とするものであるから、後者が対抗力を有しないものである以上、前者もまた対抗力を有しないものであることは、当然である。

五 控訴人Aの権利濫用の抗弁および控訴人Bの信義則違反ないし権利濫用の趣旨の抗弁については、いずれも控訴人等の主張事実をもつてしては被控訴人の本訴明渡請求を権利濫用ないし信義則違反と認めるべきなんらの事由も存しないから、控訴人等の右抗弁は採用することができない。

六 以上のとおり、控訴人等は、本件家屋を占有すべき正当な権限を有しないから、それぞれその占有する部分の明渡を求める被控訴人の本訴請求は正当であつて、これを認容すべく、これと同趣旨の原判決は正しいのであるが、ただ本件家屋の表示が変更された関係から原判決を変更し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条、第九三条第一項本文、仮執行の宣言につき同法第一九六条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 沢栄三 裁判官 木下忠良 裁判官 寺田治郎) 物 件 目 録

(1) 大阪市福島区鷺州南b丁目c番地の四地上

家屋番号 同町第d番の三 木造瓦葺二階建二戸建住宅 建 坪 八坪八合八勺 二階坪 九坪四合三勺 (2) 同所 c 番地の三地上 家屋番号 同町第 d 番の e 木造瓦葺二階建二戸建住宅 建 坪 九坪六合一勺 二階坪 九坪六合三勺